

田原市工事等成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市工事施行に関する事務取扱要領第32条に規定する完了検査に係る工事成績の評定に関する事項を定めることにより、田原市が発注する工事及び委託業務（以下「工事等」という。）の適性かつ効率的な施行を確保し、工事等に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 工事等の成績の評定（以下「成績評定」という。）は、田原市の発注する工事等のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 工事 契約金額が500万円を超えるもの
- (2) 委託業務 契約金額が250万円を超えるもの（建設コンサルタント業務に限る。）
- (3) 第1号又は第2号に該当しない工事等で、田原市財務規則別表第5左欄の区分に応じ、同表の右欄の金額を超えるもののうち不良なもの

2 前項の規定にかかわらず、田原市緊急工事施行に関する事務取扱要領に定める緊急工事については、成績評定の対象としない。

(成績評定の時期)

第3条 成績評定は、検査員にあつては、完了検査実施のときとし、専任監督員、主任監督員及び総括監督員にあつては、工事等の完了のときとする。

2 前条第1項第3号に該当する工事等が完了したときは、担当課長は、速やかに様式第9号により財政課長（財政課に主幹を置く場合には、財政課長又は財政課主幹。以下同じ。）に報告し、検査員、監督員にあつては、前項の規定に沿って成績評定を実施するものとする。

(評定者)

第4条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員並びに専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。

(成績評定の方法)

第5条 成績評定は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 工事 次に掲げる方法により作成した工事成績評定表（様式第1号）により評定するものとする。

ア 工事成績評定表の作成に当たっては、各評価項目ごとの評定シートを作成して行うこと。

イ 評定に当たっては、愛知県の土木工事監督要領第5条第1項に規定する「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

ウ 工事成績評定表のうち、高度技術、創意工夫及び社会性等の項目に関しては、請負者から当該工事に係る高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式第2号）の提出があった場合は、これを考慮するものとする。

(2) 委託業務 委託業務成績評定表（様式第3号）により、評定するものとする。この

場合において、監督員の評点については、専任監督員及び主任監督員の調整による評点とするものとする。

(成績評定結果の報告)

第6条 成績評定結果の報告は、完了検査調書に工事成績評定表又は委託業務成績評定表を添付して、決裁権者の決裁を受けることにより行うものとする。

(成績評定結果の通知)

第7条 第5条第1号に掲げる工事の成績評定結果の報告がされた場合は、担当課長は、当該工事の請負者に対して、速やかに工事等成績評定通知書(様式第4号)により評定点を通知するものとする。

(説明請求)

第8条 前条に規定する評定点の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事等成績評定説明請求書(様式第5号。以下「説明請求書」という。)を提出することにより、評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の説明請求書の提出は、財政課を経由して担当課に提出するものとする。

(評定内容の説明)

第9条 前条の規定により説明請求書の提出があったときは、担当課長は、速やかに工事等成績評定に係る説明書(様式第6号)により、当該説明請求書を提出した者に対して回答するとともに、財政課長にその写しを提出するものとする。

2 財政課長が検査を実施した工事については、財政課長は、担当課長と協議して、速やかに工事等成績評定に係る説明書により、当該説明請求書を提出した者に対して回答するとともに、担当課長にその写しを提出するものとする。

(再評定の申出)

第10条 前条の規定による回答を受けた者は、当該回答に異議があるときは、回答を受けた日から起算して14日以内に、工事等成績再評定申出書(様式第7号)を財政課に提出することにより、成績評定の再評定を申し出ることができる。

(再評定の申出に対する回答)

第11条 前条の申出があったときは、財政課長は、当該工事に係る評定者に再評定を指示し、その結果について担当課長と協議の上、総務部長の決裁を受けて成績評定を確定し、速やかに工事等成績再評定結果通知書(様式第8号)により当該申出をした者に対し通知するものとする。

(成績評定の確定)

第12条 成績評定は、次に掲げる場合に確定するものとする。

(1) 第5条第1号に規定する工事にあつては、次に掲げるとき。

ア 第8条第1項に規定する評定の内容についての説明の請求がなかったとき。

イ 第10条に規定する再評定の申出がなかったとき。

ウ 第11条の規定により成績評定を確定したとき。

(2) 第5条第2号に規定する委託業務にあつては、成績評定結果の決裁を受けたとき。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、工事等の成績評定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

決 裁	課長	主幹	課長補佐	係長	担当者

工 事 成 績 評 定 表

管 理 番 号
工 事 名
工 事 場 所
請 負 者
請 負 金 額

課 名
専任監督員
主任監督員
総括監督員
検 査 員
検 査 年 月 日

年 月 日

評 価 項 目	細 別	専任監督員		主任監督員		総括監督員		検 査 員	
		基準点	評定点	基準点	評定点	基準点	評定点	基準点	評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.6		1.6					
	II 配置技術者	1.9		1.9					
2. 施工状況	I 施工管理	3.2						8.5	
	II 工程管理	3.0				6.3			
	III 安全管理	3.4				7.3			
	IV 対外関係	1.7		1.7					
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	1.5		4.2				10.5	
	II 品質	1.5		4.2				12.5	
	III 出来ばえ							8.5	
4. 高度技術			6.0						
5. 創意工夫			4.0						
6. 社会性等						5.0			
7. 法令遵守等						▲			
小 計		17.8		23.6		18.6		40.0	
計									
評 定 点 合 計									
所 見	監 督 員								
	検 査 員								

※ 所見は必ず記入のこと。

様式第2号 (第5条関係)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	請負業者名	
	代表者氏名	
項 目	評 価 項 目	備 考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事と比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の接近施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処理 施工状況（条件）の変化への対応
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対し貢献	<input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

備考 1 該当する項目の□にレマークを記入する。

2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理する。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式第3号 (第5条関係)

決 裁	課長	主幹	課長補佐	係長	担当者

委託業務成績評定表

管理番号	課名
委託業務名	専任監督員
委託業務場所	検査員
受注者	検査年月日
契約金額	年 月 日

評 価 項 目		委 託 業 務 内 容		
		重 み	技 術 者 評 定	
			監 督 員	検 査 員
専門技術力	提案力、改善力	2		
	業務執行技術力	4		
管理技術力	工程管理能力	2		
	品質管理能力	2		
	迅速性、弾力性、調整能力	1		
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性	1		
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	2		
成 果 品 の 品 質		7		
合		計		
所 見	監 督 員			
見	検 査 員			

注) 監督員の評定点は、専任監督員と主任監督員との調整点とする。

田財第 号
年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名 様

田原市長

工事等成績評定通知書

貴社が受注した工事（委託業務）について、田原市工事等成績評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の内容を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の内容に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先は下記のとおりです。

記

- | | | | |
|---|---------------|-------|----------------|
| 1 | 工事名（委託業務名） | | 工事（業務） |
| 2 | 工期（委託業務期間） | 年 月 日 | ～ 年 月 日 |
| 3 | 完了検査日 | 年 月 日 | |
| 4 | 成績評定
評 定 点 | 点 | 項目別評定点は、別表のとおり |
| 5 | 送 付 先 | | |
- 〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 総務部財政課 電話 0531-23-3505

別表（工事用）

項目別評定点

評価項目	細目	評定点／満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	／ 3.2 点
	II 配置技術者	／ 3.8 点
2. 施工状況	I 施工管理	／ 11.7 点
	II 工程管理	／ 9.3 点
	III 安全対策	／ 10.7 点
	IV 対外関係	／ 3.4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／ 16.2 点
	II 品質	／ 18.2 点
	III 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 高度技術	高度技術	／ 6 点
5. 創意工夫	創意工夫	／ 4 点
6. 社会性等	地域への貢献等	／ 5 点
7. 法令遵守等		
評定点合計		／ 100 点

別表（委託業務用）

項目別評定点

評価項目		委託業務内容			
		重み	技術者評価		
			監督員	検査員	業務評価
専門技術力	提案力、改善力	2			
	業務執行技術力	4			
管理技術力	工程管理能力	2			
	品質管理能力	2			
	迅速性、弾力性、調整能力	1			
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	1			
取組姿勢	責任感、積極性、倫理性	2			
成果品の品質		7			
合 計					

年 月 日

田原市長

殿

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名

工事等成績評定説明請求書

下記工事（委託業務）について、工事（委託業務）成績評定の通知を 年
月 日に受けましたが、評定の結果に疑問がありますので説明を求めます。

記

- | | | | | | | | | |
|---|------------|---|---|---|--------|---|---|---|
| 1 | 工事名（委託業務名） | | | | 工事（業務） | | | |
| 2 | 工期（委託業務期間） | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 完了検査日 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 4 | 疑問内容 | | | | | | | |

※ 疑問内容は評価項目、細目別に記入する。

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名
様

田原市長

工事等成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- | | | |
|---|------------|--------|
| 1 | 工事名（委託業務名） | 工事（業務） |
| 2 | 疑問に対する回答 | |

備考 以上の説明回答に異議のある場合は、工事（委託業務）成績の再評定の申出をすることができます。この場合は、同封の申出書に必要事項を記載し、総務部財政課あてに提出してください。

年 月 日

田原市長 殿

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名

工事等成績再評価申出書

下記工事（委託業務）について、年 月 日に工事（委託業務）
成績評価に係る説明（回答）を受けましたが、異議があるので再評価を求めます。

記

- | | | | | | | | | | |
|---|------------|---|---|---|---|--------|---|---|--|
| 1 | 工事名（委託業務名） | | | | | 工事（業務） | | | |
| 2 | 工期（委託業務期間） | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 | |
| 3 | 完了検査日 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 4 | 異議内容 | | | | | | | | |

※ 内容は、評価項目及び細目別に記入すること。

田財第 号
年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名

様

田原市長

工事等成績再評定結果通知書

年 月 日付けで貴社から申出された内容について、再評定した結果、下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|------------|--------|
| 1 | 工事名（委託業務名） | 工事（業務） |
| 2 | 再評価の結果 | |

様式第9号（第3条関係）

年 月 日

財政課長（財政課主幹） 様

（担当）課長

不良業者の報告について

田原市工事等成績評定実施要領第2条第3項に基づき、下記のとおり報告
 します。

記

工 事 名 （委託業務名）	
工 事 場 所 （業務場所）	田原市 地内
契 約 金 額	金 円
工 期 （業務期間）	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
不 良 の 内 容	
備 考	